

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	藻岩下まちづくりセンター運營業務
発 注 課	南) 地域振興課
選 定 事 業 者	藻岩下地区連合会
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>まちづくりセンター運營業務の委託先は、まちづくりセンター地域自主運営実施要綱（平成20年9月22日市民まちづくり局理事決裁）第5条において、「まちづくりセンターの所管区域において、その区域を包括する連合町内会等を中心として地域の諸団体により構成されるまちづくり協議会その他の地域横断的な団体」と規定されている。</p> <p>藻岩下まちづくりセンター所管区域において、この要件を満たす団体は「藻岩下地区連合会」のみであり、契約の性質又は目的が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約(特定)とする。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和6年2月21日